

## 請求書等の押印省略に関する Q&A

| No. | 質問                                | 回答   |
|-----|-----------------------------------|--|
| 1   | 請求書に押印を省略できるのはいつからか？              | ○令和5年12月1日以降に発行されたもの（発行日 が令和5年12月1日以降のもの）  |
| 2   | 請求書に添付する書類についても押印を省略できる のか？       | ○契約書・請書・委任状は引き続き押印が必要です。<br>○法令・規則等により押印の定めがある書類についても押印省略対象外です。  |
| 3   | 請求書に押印すると無効になるのか？                 | ○今回の取扱いは、押印を省略できるようにするもので、従来どおり、請求書に押印することも可能です。（※押印された請求書は従来どおり契約書等の契約を証明する書類と同一印を使用していることが必要です。）   |
| 4   | 請求書の押印を省略した場合電子メールでの受領も可能か？       | ○押印が省略されている場合のみ、電子メールでの受領も可能としますが、提出先の担当課へ確認をお願いします。<br>○押印されている場合は電子メールでの受領はできません。  |
| 5   | 請求書の押印を省略する場合の記載方法は？              | ○事業者（法人、個人事業者、団体）の場合、請求書に「発行責任者及び担当者の氏名、連絡先」を記載することにより押印を省略することができます。<br>○責任者と担当者が同一の場合は、責任者のみの記載で可とします。<br>○発行責任者及び担当者の記載は請求書の真正性を担保するためです。<br>○提出された請求書の内容確認のため、必要に応じて担当課から連絡させていただく場合があります。<br>※「請求書の押印を省略する場合の記載例」参照 |
| 6   | 「担当者」とはどういった者か？                   | ○請求に関する事務を担当する方をいいます。  |
| 7   | 発行責任者や担当者名の記載は、苗字のみでもよいのか？        | ○必ず、氏名（フルネーム）を記載してください。<br>○また、役職がある場合は職名も記載してください。  |
| 8   | 請求権や受領を委任する場合に提出する委任状も押印を省略できるか？  | ○委任状は他の書類と違って、委任者の意向を明確に確認する方法が現在のところ押印以外の手段が少ないため、これまでどおり押印や代表者職・氏名を記載してください。   |
| 9   | 法人代表者の職名・氏名等も省略することは可能か？          | ○今回の取扱いは、押印を省略できるようにするもので、法人の代表者の職名・氏名の記載を省略することはできません。  |
| 10  | 連絡先は携帯電話でもよいのか？                   | ○固定電話を設置していない場合には、携帯電話番号を記載してください。   |
| 11  | 押印を省略した請求書等を修正する場合、訂正印で修正してもよいのか？ | ○押印を省略した請求書等については、訂正印による修正は不可となります。  |